

新型コロナウイルス対策（コートジボワール（その18））

13日、コートジボワール政府は、国家安全保障委員会の決定を受け、緊急事態の維持等を発表しました。概要は以下のとおりです。

- 1 緊急事態の維持（7月30日まで）
- 2 陸路及び海路国境の閉鎖維持
- 3 大アビジャン圏隔離解除（7月15日から）
- 4 車内及び公共の場所でのマスク着用の検査並びにデクレに定義される強制措置の適用
- 5 バー、ディスコ、映画館、劇場の閉鎖維持
- 6 妊婦を含むすべての弱者の義務的隔離
- 7 特に自治体内の若者及び女性が主体として関与することによる、行動を大きく変えるための啓発活動の推進

コートジボワール保健省により7月13日時点で確認されている発症者数は12,872名（内6,810名治癒、84名死亡）です。今後とも最新の感染情報を入手するよう努めて頂くとともに、ご自身やご家族の安全の確保のため、細心の注意を払うようお願いいたします。

なお、7月1日の国際線フライトの運行再開に伴い、在留邦人の皆様の出国が可能となりました。他方で、コートジボワールにおいては新型コロナウイルスの新規感染者は依然として増加が続いており、また10月末は大統領選挙も予定されていることから、コートジボワールから出国される際は、当館にご一報いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】 在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）
大使館代表：(225) 20 21 28 63（内線111）
Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp